

問 1 (50 点)

United Nations Office for Project Services (UNOPS. 国連プロジェクトサービス機関) は、他の国連機関や国際金融機構、各国政府等などの委託を受けて、平和構築、人道支援、開発分野などのプロジェクトの実施管理、調達、インフラ整備・構築などを行っている。外務省のウェブサイトによれば、「UNOPS は、国連機関の中で唯一独立採算制を取っており、サービスを提供することにより得られる報酬でその運営をまかなっている。そのため、国連の追求する人道的・開発的目標に沿いつつも、費用効果の高いサービスの提供が可能となっている。」とのことである。

UNOPS は、1994 年の第 48 回国連総会決定¹501 により設立された。決定 501 は以下の通り (抜粋)。

The General Assembly [...] decides that the Office for Project Services should become a separate and identifiable entity in accordance with the United Nations Development Programme Executive Board decision 94/12 of 9 June 1994.

そこに言及されている United Nations Development Programme² Executive Board³ decision 94/12 は、以下の通り (抜粋)。

The Executive Board,

[...]

2. *Recognizes* the need for a self-financing Office for Project Services, which should become a separate and identifiable entity, without the establishment of a separate administrative apparatus;

この決定の末尾に“without the establishment of a separate administrative apparatus”とあるように、UNDP の執行理事会は UNOPS の執行理事会をも兼ねている。その執行理事会は、UNOPS の財政規則(Financial Regulations and Rules)を採択している。同規則の 1.01 条(h)には、“a signed project agreement between UNOPS and the funding source”という記述があり、UNOPS が funding source と合意を締結することが想定されている。Funding source

¹ 国連総会に関する限り、決定(decision)と決議(resolution)とを区別する意味は法的にはほとんどない。ちなみに、“resolution”という語は国連憲章には現れない。

² United Nations Development Programme (UNDP): 国連開発計画。国連総会決議 2029 (1965 年)により、国連システムにおける技術協力活動の中核的資金供与機関として設立された。

³ 執行理事会。UNDP の政策および活動を決定する最高意思決定機関。

には国家も含まれるため、UNOPS 財政規則は、国家と UNOPS との間で合意が締結されることを想定していることになる。

(1) UNOPS は国際法人格を有するか。根拠を挙げて説明せよ。(10 点)

(2) UNOPS は条約(国際法上の合意)を締結する権限を有するか。根拠を挙げて説明せよ。なお、上記 UNOPS 財政規則は UNOPS の内部文書であり、UNOPS それ自体の権限を根拠づけることはできない。(40 点)

問 2 (50 点)

バーゼル銀行監督委員会や世界アンチ・ドーピング機構は、19 世紀の国際行政連合と共通する要素を持っている。

(1) どのような要素が共通しているか。(10 点)

(2) バーゼル銀行監督委員会や世界アンチ・ドーピング機構のような形態をとる機関は増えてきている(例、国際標準化機構(ISO)⁴、証券監督者国際機構(IOSCO)⁵)。このように、かつて国際行政連合が数多く誕生し、その後、国際行政連合が姿を消して国際機構に取って代われ、今になってまた国際行政連合類似の機関が生まれてきているのは、それぞれどのような事情によるか。歴史的視点に立ち、説明せよ。(40 点)

以上

⁴ ISO 9000 や ISO14000 などの規格を策定する。ISO の members には JISC (日本工業標準調査会) が含まれている。JISC は、工業標準化法に基づいて経済産業省に設置されている審議会です。工業標準化全般に関する調査・審議を行っている。いわゆる JIS 規格はここで策定される。

⁵ 証券監督に関する原則・指針等の国際的なルール策定等を行う機関であり、members には日本の金融庁および証券取引等監視委員会が含まれている。